

令和 5 年度の各専門部会の実施状況について

令和 5 年 7 月 7 日
障 がい 福 祉 課

- 本県では、平成 29 年度の本協議会全体会で専門部会設置に向けた議論を行い、平成 30 年度に相談支援体制部会、医療的ケアを要する障がい児者支援部会、人材育成部会、就労支援部会及び地域移行支援部会を設置。人材育成部会は、令和 3 年度に終了（人材育成ビジョン等は、相談支援体制部会に引継ぎ）し、令和 4 年度から新たに権利擁護部会を設置。
- 相談体制（人材育成含む）、医療的ケア児者、就労、地域移行、権利擁護の各分野に焦点を置き、近年複雑化・多様化する諸課題等に対応すべく議論・検討を重ねている。

■令和 5 年度の各専門部会の開催状況

【医療的ケアを要する障がい児者支援部会】

○令和 5 年度第 1 回（開催日：令和 5 年 6 月 20 日）

< 議事 >

(1) 圏域ごとの現状報告

→各圏域の自立支援協議会等の開催状況や内容について共有した。また、災害時の対応について、モデルケースの検証からみえた課題や検討状況等について報告された。

(2) 災害対策について

→災害時にも使える対応ノートの作成、現在の災害対策の取組や成果、今後必要な取組について、整理を行った。

(3) 県からの報告

・医療的ケア児等支援センターの取組について

→令和 4 年度の実績、令和 5 年度の取組み計画についての報告を行った。

・令和 5 年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修・医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修について

→令和 5 年度の研修の実施計画や変更内容について報告を行った。コーディネーター未配置の 4 町について、今年度の受講について働きかけていく旨について事務局より説明した。

・重度障がい児者の日中支援（生活介護、放課後デイ）及び医療型ショートステイの利用状況について

→全県の傾向について、報酬請求をもとにした利用状況の統計データを示し、事務局より説明を行った。医療型短期入所の利用状況における圏域ごとの較差や、利用される機関が固定されていること等の課題について意見等があった。

・県事業予算について

→令和 5 年度の医療的ケア児者に関わる県事業予算(6 月補正で要求している事業を含む)について、事務局より報告を行った。

(4) 医療的ケア児等の送迎支援事業(案)について

→医療的ケア児等の移動手段の拡大と利用者の経済的負担軽減のため、予算可決後、準備期間を経て、令和 5 年度中には市町村との協働により事業を開始していくことについて、事務局より説明を行った。委員からは、地域の格差が生じないよう、全ての市町村で実施されるような働きかけを求める意見等があった。

【地域移行部会】

○令和 5 年度第 1 回（令和 5 年 6 月 5 日開催）

< 議事 >

(1) 精神障がい者の地域移行に向けた取組

→第 6 期障がい福祉計画の地域移行に関する現状について、事務局から説明を行った。地域移行者数の目標が達成されていない理由について、施設、病院とも地域移行に際しての受け皿不足があるとの意見があった。また、地域移行を進めていく中で課題が明らかになっていくので、その課題を一つ一つ解決していく必要があるといった意見があった。

(2) 障害者支援施設の待機者状況の把握

→施設入所の待機者数の把握に係る市町村及び各入所施設の状況（アンケート結果）について、事務局から説明を行った。今回のアンケートである程度の実待機者数や、市町村が把握している情報種別等が明らかになったが、今後は数だけでなく、待機者の具体的な状況（現在の状態や入所の緊急度等）把握していく必要があるとの意見があった。また、市町村と施設がこうした情報を共有していく仕組みを検討していく必要があるとの意見があった。

(3) 各圏域における地域移行に関する現状、取組、課題等の共有及び課題解決に向けた検討

→各圏域から地域移行に向けた取組の説明があった。東部圏域では、地域移行の事例集を作成し、委託の事業所や基幹相談支援センターと情報共有を行っているとの報告があった。西部圏域では、県のモデル事業である精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援などの他、障害者支援施設の申込待機者に対し、入所の希望理由やいつ入所したいかなど、待機者の具体的な状況等のアンケートを実施し、その結果が報告された。

(4) 地域移行を進めるための社会資源について

→県内のグループホームの利用状況や整備状況の他、地域の社会資源の充実に向けた県の支援制度（ハード、ソフト）について、事務局から説明を行った。東部には日中活動サービス支援型のグループホームがなく、重度の方の受け皿が不足しており課題であるとの意見があった。また、中部では人材不足から訪問系サービスが減少しているとの意見があった。

【権利擁護部会部会】

○令和5年度第1回（令和5年6月13日開催）

< 議事 >

(1) 成年後見制度

→各市町村の障がい者に対する成年後見に関する事業（地域生活支援事業）の実施状況について事務局から説明を行った。障がい者の成年後見に関する取組は、高齢分野と併せて取り組んでいたり、地域生活支援事業以外で取り組んでいることもあることから、地域生活支援事業によらない、市町村の成年後見の取組状況の実態把握をする必要があるとの意見があった。また、複数後見や法人後見など、一人の後見人に依存しない仕組みの必要性について意見があった。

(2) 意思決定支援について

→西部の自立支援協議会における意思決定支援を浸透させていくための取組について説明があった。西部では、専門部会で意思決定ガイドラインの内容をコンパクトにまとめ、それを部会委員の所属する事業所で学習会を行い、その後は実際の事例に当てはめて検証をしていく取組を計画しているとの報告があった。こうした取組により実践を積み重ね、集積した優良事例（取組）を横展開していくことが、意思決定支援の具体的な取組の浸透につながっていくのではとの意見があった。

(3) 虐待防止

→県の虐待防止の取組や、県の障がい者虐待の状況について事務局から説明を行った。

虐待を通報する側（相談員、施設従事者等）と受ける側（市町村）に虐待への認識のギャップがある。市町村職員は異動が多く、虐待に関する業務について十分に引き継がれたり浸透していないことも原因の一つと考えられるため、市町村職員に対する虐待研修を早期に実施する必要があるとの意見があった。また、新任研修だけでなく、スキルを向上させるための現任研修の実施の必要性についても意見があった。虐待防止に係る支援チーム（虐待に関する専門家によるバックアップ組織）について、市町村に十分周知し活用してもらう必要があるとの意見があった。

(4) 障がい者差別解消

→障害者差別解消法等の普及に向けた取組について事務局から説明を行った。

合理的配慮の普及等を目的とした研修においては、当事者にも発言機会を与えるような内容とする必要があるとの意見があった。また、当事者が合理的配慮のことを知らない実態もあることから、当事者が合理的配慮について理解する取組も必要であるとの意見があった。

令和5年度6月補正予算における障がい児・者福祉施策関係の主な事業等

(障がい福祉課)

1. 【新規】医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業（予算額：9,500千円）

常時医療的ケアを必要とする重度障がい者の地域生活を支えるため、指定基準上必要な人員に加え、常時看護職員を1名以上配置し、医療的ケアを必要とする重度障がい者に支援を提供するグループホームに対し、運営費の一部を助成する。

2. 【新規】とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業（予算額：8,960千円）

県内の強度行動障がい児者とその家族が安心、安定した生活を送ることができるよう、市町村と連携した支援体制を構築し、現在障害福祉サービスの安定的な利用ができていない在宅の強度行動障がい児者を主な対象として、支援ノウハウを持つ指導者のバックアップの下、支援事業者が課題行動の軽減のための環境調整や、よりよい支援方法の検証等を行うことで、サービスの安定的な利用等につなげていく。（在宅強度行動障がい児者支援体制構築事業、強度行動障がい支援者養成加速化事業、強度行動障がい児者生活実態調査事業）

3. 【新規】新たな工賃向上プラン検討強化事業（予算額：977千円）

今年度が第3期の最終年度となっている工賃3倍計画について、今年度中に新たな工賃向上プランとして策定するため、全国の工賃向上の先進事例の視察や、専門家招致等を行うことで、より実践的かつ効果的なプランとなるよう取り組む。

4. 【新規】地域共生社会を実現するためのあいサポート運動強化事業（予算額：12,779千円）

あいサポート運動15周年（令和6年）、合理的配慮の提供の民間事業者への義務化を踏まえ、あいサポート運動の更なる強化、発展につながる取組を進めることで、地域共生社会の実現を目指していく。（あいサポート大使の就任イベント、あいサポート・シンポジウムの開催、あいサポーター研修教材の刷新）

5. 【拡充】障がい者情報アクセスモデル県推進事業（予算額：7,700千円）

情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進のための全国的なモデルとなるよう、視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るためのコード化点字ブロックの試験導入、マルチメディアデジタイズ図書の普及・危機の整備の他、電話リレーサービスの加入促進のための機器導入支援等を行う。

6. 【新規】手話言語条例発祥の地 とっとり手話フェス開催事業（予算額：33,638千円）

手話言語条例制定10周年と全国高校生手話パフォーマンス甲子園第10回大会を記念し、これまで手話言語に触れる機会のなかった方も含め、より多くの方に手話言語を感じてもらい、その理解・普及推進を図るとともに、デフリンピック東京大会の成功に向けた機運醸成のため、体験型のイベントも含め、複数の手話言語エンターテインメントイベントを手話言語の国際デー（9/23）の前後で集中的に実施する。（鳥取県手話言語条例制定10周年記念式典、手話言語チャリティーライブ、音のない世界の体験会、きこえない人・きこえる人が楽しめるアート体験会、デフムービーシアター）

7. 【新規】精神障がい者の地域移行に向けた多職種・多機関連携推進事業（予算額：24,132千円）

令和2年度から令和4年度まで西部圏域で取り組んできた「多職種・多機関による地域連携体制整備事業」（モデル事業）において得られた成果やノウハウを他圏域へも展開し、全県的に、精神障がい者の地域移行支援体制整備を推進していくための取組を行う。（医療連携体制整備等委託事業、住宅確保支援等委託事業）

(子ども発達支援課)

1. 【新規】医療的ケア児等の送迎支援事業（予算額：18,466千円）

医療的ケア児等の移動に係る保護者の経済的負担の軽減や地域の移動環境を整備するため、タクシー利用料及び看護師が付き添う場合の経費、タクシー会社が福祉車両を購入する場合の経費に対して助成を行い、医療的ケア児等及びその家族の地域生活を支援する。

鳥取県障がい者プランの改定について

令和5年7月7日 障がい福祉課

- 本県では、障害者基本法に基づく「障がい者計画」、障害者総合基本法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一括して、「鳥取県障がい者プラン」として運用。
- 障がい者計画は9年ごと、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は3年ごとに見直しを行うこととしており、令和5年度中に各計画の見直しを行う予定。
- 協議会の整理としては、県地域自立支援協議会では、主に障がい福祉計画・障がい児福祉計画（成果目標等）部分の見直しについて議論いただく整理（障がい者計画部分については県施策推進協議会で議論いただく整理）であるが、3計画を一体的に運用しているのが実状であるので、今後、障がい者プランの見直し案を策定するに当たっての参考とさせていただくため、今回、自立支援協議会におかれて現行のプランに関するご意見等を幅広くいただきたい。

1 鳥取県障がい者プランの概要

- 本県では、障害者基本法に基づく「障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一括して、「鳥取県障がい者プラン」として運用。

- ・障がい者計画：各分野の障がい関連施策の基本的な事項や理念を規定（9年毎に見直し）
- ・障がい福祉計画：障害福祉サービスのうち、障がい者に係るサービス見込量や提供体制等を規定（3年毎に見直し）
- ・障がい児福祉計画：障害福祉サービス等のうち、障がい児に係るサービス見込量や提供体制等を規定（3年毎に見直し）

- 次期プランは令和6年度から令和14年度までの9年間とし、そのうち障がい者計画は令和6年度から14年度までの9年間を見据えた施策の方向性、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度の3年間を目標にサービス見込量等を設定。

※なお、障がい者計画はスパンが長いことから、社会情勢等の動向を踏まえながら、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の見直し時期に合わせ、必要に応じ見直しを実施。

	H27～29	H30～R2	R3～5	「次期鳥取県障がい者プラン」									
				R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
障がい者計画 (障害者基本法)	第3期障がい者計画			第4期障がい者計画									
障がい福祉計画 (総合支援法)	第4期	第5期	第6期	第7期									
障がい児福祉計画 (児童福祉法)		第1期	第2期	第3期									

2 鳥取県障がい者プランの見直しの進め方

プラン改定に当たっては、以下スケジュールのとおり、第1回協議会（今回）において、プラン骨子案を検討いただき、第2回協議会（次回開催）で、改定素案をご検討いただく形で進めたい。

<プラン改定スケジュール（案）> ※現時点の見込みで、変更の可能性あり

- ・(R5.6.30) 第1回県障害者施策推進協議会（今回）→ プラン骨子案の検討 ※以後、ご意見を踏まえ骨子を確定
- ・(R5.10～11) 第2回県障害者施策推進協議会 → プラン(障がい者計画部分)素案の検討 ※以後、ご意見を踏まえ素案を修正
- ・(R5.12～R6.1) パブリックコメント実施
- ・(R6.1～2) 必要に応じて第3回県障害者施策推進協議会 → パブリックコメントを踏まえたプラン最終案の検討
※状況により書面による開催の可能性あり（書面による意見聴取）

- ・ (R6.3) プラン完成 → 各委員へ完成版を報告

※なお、障がい者プランのうち、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については、上記スケジュールと並行して県地域自立支援協議会において検討

3 鳥取県障がい者プランの見直しの方針等

(1) 障がい者計画（主に県障害者施策推進協議会で議論）

- 障がい者のための施策の基本的な計画として国が定める、「障害者基本計画」（第5次：令和5年3月改定）をベースとしつつ、近年の状況変化等、以下の点を踏まえ改定を実施。
 - ・ 直近の法改正、障害者権利条約に基づく国連勧告（令和4年9月）、県支え愛条例（令和5年1月）の理念等
 - ・ 社会情勢の変化（障がい者を取り巻く環境等の変化、県が重点的に進める取組等）
 - ・ 障がい者のニーズ・実態調査結果
 - ・ 各協議会における意見等（今後協議会において意見聴取）
- その上で見直しに当たっては、総合的・横断的に反映すべき内容と、各分野別施策に反映すべき内容に整理。

(2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（主に県地域自立支援協議会で議論）

- 各自治体が当該計画を定めるに当たっての基本的な方針として国が示す、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年5月告示）に即し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や各区域・各年度におけるサービス見込み量等について改定を行う。
- 各市町村と連携しながら、国告示において設定することが適当であるとされている、成果目標（当該計画において必要な提供体制の確保に係る目標として設定）、及び活動指標（成果目標を達成するために見込む必要なサービス量等）等を策定する。

(3) その他

- 国の「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（可能な限り計画の一元化）の方針が示されたことを受け、「工賃3倍計画」及び「障がい者アート計画」について、障がい児者に関する内容を総合的・横断的に規定している「障がい者プラン」に一元化。
 - ※ 今回の一元化は、これまで個別に作成していた計画の内容等を後退させる趣旨ではなく、あくまで効果的かつ効率的な計画行政を図っていく上での対応。必要な内容等は「障がい者プラン」に盛り込む方針。
 - ※ なお、一元化する計画の内容は、これまでの策定経緯等も踏まえ、まずはそれぞれの検討会等で内容を議論いただき、最終的に障がい者プランに取り込んでいく形で進めていく方針。

4 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の成果目標（案） 等

<成果目標等の設定について>

- 障がい福祉計画等の成果目標値等の設定については従前より、県地域自立支援協議会で議論を行い、国基本指針において示される算定方法等に基づいて設定することを基本としているところ。
- 一方、国基本指針で示す設定による目標値が実績と大きく乖離しているものもみられ、過去の計画改定時における協議会においても、国基本指針で示す設定による目標値設定が妥当であるかについて議論されてきた経緯がある。
- 国基本指針等に関し、①成果目標は実績や地域の実情を踏まえて設定することが適当とされ、②国基本指針により設定する目標値では達成が明らかに困難である場合に、地域の実情を踏まえこれを下回る値を設定することは、否定されていない（※以下参照）。
- こうした状況を踏まえ、第7期の計画改定では、国基本指針による成果目標値等の設定を基本としながらも、国基本指針による設定では実態との乖離が大きい項目（目標値等）についてどのように考えるかを議論する必要。

（考えられる視点）

- ・ 過去の目標達成状況から、国基本指針による設定では実態との乖離が大きい項目については、県独自で設定することが考えられる。（「地域生活への移行者数」等が考えられるか。）
- ・ 計画への記載は、国基本指針による算定値と、県独自設定の目標値を併記することが考えられる。

（考えられる県独自の設定方法）

- ・ 過去の実績に対し、一定の伸び率を乗じて設定
- ・ 現実的に地域移行が可能と思われる者の数を各入所施設へ調査し設定

（※）国基本指針（抜粋）

三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

- 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制を確保するため、第二に即して成果目標を設定する。また、成果目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

（計画に係る国 QA）

- (A) 基本指針に定められる目標値の達成が困難であることが明らかである場合、基本指針に定める目標値を下回る値を設定することは可能か。
- (Q) 基本指針では上記のとおりとしており、地域の実情に応じて計画を策定いただきたい。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《国基本指針による目標》施設入所者数：令和4年度末時点の施設入所者数から**5(1.6)%以上を削減**

地域移行者数：令和4年度末時点の施設入所者の**6(6)%以上**を地域生活へ移行

※R4年度末施設入所者数 927人、※()内数値は現行計画における数値(以下同様)

項目	第7期目標案 (R6～8累計)	【参考】第6期(R3～5累計)	
		目標	実績(R4年度末)
施設入所者削減見込数	47人以上(927人×5%)	16人以上	35人
地域生活への移行者数	56人以上(927人×6%)	59人以上	6人

(2) 精神障害にも対応した地域の受け皿づくり

○精神障がい者の精神病棟から退院後の地域における平均生活日数

《国基本指針による目標》精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数**325.3(316)日以上**を基本

※H30末実績は、次の研究による。令和2年度～令和3年度厚生労働行政推進調査事業(障害者政策総合研究事業)「持続可能で良質かつ適切な精神医療とモニタリング体制の確保に関する研究」(令和4年3月31日公開資料)

項目	第7期目標案 (R8年度)	【参考】第6期	
		目標(R5年度)	H30年度末実績
精神障がい者の精神病棟からの退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日以上	316日以上	325日

○在院期間1年以上の長期在院者数

《国基本指針による目標》令和8年度末時点の在院機関1年以上の長期在院者数を算定式に基づき算定した人数

項目	第7期目標案 (R8年度)	【参考】第6期	
		目標(R5年度末)	実績(R4年度末)
在院期間1年以上の長期入院者数(65歳未満)	248人以下	223人以下	252人
在院期間1年以上の長期入院者数(65歳以上)	393人以下	520人以下	548人

○入院後一定期間時点での退院率

《国基本指針による目標》・3ヶ月時点 **68.9(69)%以上**、・6ヶ月時点 **84.5(86)%以上**、・1年時点 **91.0(92.0)%以上**

※H30末実績は、次の研究による。令和2年度～令和3年度厚生労働行政推進調査事業(障害者政策総合研究事業)「持続可能で良質かつ適切な精神医療とモニタリング体制の確保に関する研究」(令和4年3月31日公開資料)

項目	第7期目標案 (R8年度)	【参考】第6期	
		目標(R5年度)	H30末実績
入院後3ヶ月時点の退院率	68.9%	69%	62.9%
入院後6ヶ月時点の退院率	84.5%	86%	78.3%
入院後1年時点の退院率	91.0%	92%	86.8%

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

《国基本指針による目標》

・各市町村(共同設置可)に地域生活支援拠点を整備し、コーディネーターの配置等により支援体制の構築に努め、年1回以上の運用状況の検証を実施

・(新) 強度行動障がい者の支援体制の充実を図るため、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

※目標値は市町村の数値の積上げ

項目	第7期目標案	【参考】第6期
----	--------	---------

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R4 年度実績
検証及び検討を行う市町村数	●市町村	●市町村	●市町村	
検証及び検討の回数	●回	●回	●回	
コーディネーターの配置人数	●人	●人	●人	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

《国基本指針による目標》

- 就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者
 - ・令和3年度実績の 1.28(1.27)倍以上
 - (内訳)：就労移行支援 1.31(1.30)倍、就労継続A型 1.29(1.26)倍、就労継続B型 1.28(1.23)倍
- (新)就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、就労移行支援事業所の5割以上
- (変)就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度末実績の1.41倍
- (変)令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上

項目	第7期目標案 (R8年度)	【参考】第6期	
		目標(R5年度末)	実績(R3年度末)
福祉施設等から一般就労への移行	90人(1.28倍)	92人(1.27倍)	70人
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	29人(1.31倍)	19人(1.30倍)	22人
就労継続支援A型事業所からの一般就労移行者数	19人(1.29倍)	9人(1.26倍)	15人
就労継続支援B型事業所からの一般就労移行者数	42人(1.28倍)	64人(1.23倍)	33人
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50%以上	—	—
就労定着支援事業の利用者数	13人	—	9人
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%以上	—	—

《その他の目標》

- 就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数
 - ・福祉施設から一般就労への移行者数と同様（令和3年度実績の1.28(1.27)倍以上）※第6期と同様
- 障がい者に対する職業訓練の受講者数
 - ・一般就労者目標値の1割（90人×0.1）※第6期と同様
- 福祉施設から公共職業安定所への誘導者数
 - ・R4年度実績（17人）の1.5倍 ※第6期と同様
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数
 - ・R4年度実績（16人）の1.5倍 ※第6期と同様
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数
 - ・R4年度実績（17人）の1.5倍 ※第6期と同様

項目	第7期目標案 (R8年度)	【参考】第6期	
		目標(R5年度末)	実績(R4年度末)
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	90人	92人	62人
障がい者に対する職業訓練の受講者数	9人	10人	0人
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	26人	51人	17人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	24人	72人	16人
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	26人	51人	17人

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

○児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

《国基本指針による目標》

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一箇所以上の設置（圏域設置可）。
- ・(新)児童発達支援センター未設置の市町村は、障害福祉部局等が中心となり、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域で整備。
- ・(変)児童発達支援センターや地域の障害児通所事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村でインクルージョンを推進する体制を構築。

項目	第7期目標案 (R8年度末)	【参考】第6期	
		目標(R5年度末)	実績(R4年度末)
児童発達支援センターの設置若しくは市町村における支援体制の整備	19市町村	7市町村	4市町村
児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所を活用したインクルージョンを推進する体制の整備	19市町村	8市町村	8市町村

○難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

《国基本指針による目標》

- ・(変)各都道府県が難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保及び新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築
- ・(新)「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和4年2月）に基づき、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定

項目	第7期目標案 (R8年度末)	【参考】第6期	
		目標(R5年度末)	実績(R4年度末)
難聴児支援のための中核的機能を有する拠点の整備	1か所	1か所	1か所

○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

《国基本指針による目標》主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを、各市町村に一箇所以上の設置（圏域設置可） ※前回と変更なし

項目	第7期目標案 (R8年度末)	【参考】第6期	
		目標(R5年度末)	実績(R4年度末)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	7か所	7か所	3か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	7か所	7か所	4か所

○医療的ケア児等支援センターの設置、医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

《国基本指針による目標》

- ・(新)都道府県に医療的ケア児支援センターを設置し医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターを配置
- ・都道府県及び各市町村において、関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

項目	第7期目標案 (R8年度末)	【参考】第6期	
		目標(R5年度末)	実績(R4年度末)
医療的ケア児等支援センターの設置	1か所	—	1か所
医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置	5か所	5か所	5か所(県、鳥取市、東部4町、中部、西部)

コーディネーターの配置市町村数	19 市町村	19 市町村	15 市町村
コーディネーターの養成人数	195 人	120 人	138 人

○(新)障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

《国基本指針による目標》

- ・(新)障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降に大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、各都道府県及び政令市において、移行調整に係る協議の場を設置

項目	第 7 期目標案 (R8 年度末)	【参考】第 6 期	
		目標(R5 年度末)	実績(R4 年度末)
障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置	移行調整の難航が予想されるケースについては、県が移行調整の責任主体として個別のケースごとに市町村や障害児入所施設、成人サービス関係者等の関係機関による協議の場を設置し、それぞれが連携・協力して移行調整を行い、18 歳以降に大人にふさわしい環境へ円滑に移行できる体制を構築する	-	-

(6) 相談支援体制の充実・強化等

《国基本指針による目標》

- ・(新)各市町村に基幹相談支援センターを設置(共同設置可)。個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、取組を行うための協議会体制を確保。

項目	第 7 期目標案(R8 年度末)	R4 末実績
相談支援体制の充実・強化等	各市町村（複数市町村による共同設置含む）において 1 か所以上基幹相談支援センターを設置するよう支援	鳥取市、中部 1 市 4 町、米子市

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

《国基本指針による目標》障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

項目	第 7 期目標案(R8 年度末)	【参考】第 6 期目標(R5 年度末)
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	第 6 期と同じ目標を設定	障害福祉サービス事業者や自治体における研修体制の充実やサービス提供実態の把握に努め、サービスの適切な提供、よりよいサービス提供に資する情報発信等、市町村等とも連携して障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する
指導監査結果の関係市町村との共有	第 6 期と同じ目標を設定	関係市町村に対して、県が実施する指導監査の結果を年 1 回以上共有

5 障がい者プランの見直しの骨子（案） 等

(1) 基本理念：「共に生きる社会の構築」（現行と大きな変更なし）

障がい者プランは、障害福祉サービスだけでなく、医療、情報アクセス支援、教育、スポーツ・文化芸術、防災・防犯対策、雇用・就業など、幅広い分野において、障がい児者が地域で自立した生活を送るための支援をするとともに、障がいの有無に関わらず、全ての人等しく地域社会で自分らしく安心して暮らすことができる共生社会を実現するため、鳥取県が取り組むべき計画的かつ総合的な計画とする。

(2) 基本目標：「共に生きる地域社会の構築」の実現に向けて、次の3つを基本目標とする。（現行と大きな変更なし）

○ 地域で安心して暮らす

- ⇒「地域における在宅サービスなどの障害福祉サービス及び相談支援体制の整備」
- ⇒「地域生活を支えるための地域包括ケアシステムの構築」
- ⇒「重度障がい児者の地域生活を支える環境の整備」
- ⇒「サービス提供者等の人材確保及びサービスの質の向上」
- ⇒「親亡き後を見据えたグループホーム等の整備及び成年後見の充実」
- ⇒「バリアフリー化の推進」
- ⇒「障がい児者が安心して暮らせる防災対策及び防犯対策の推進」 等

○ 地域で学び、働き、社会参加を促進する

- ⇒「全ての障がい児者の情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援の充実」
- ⇒「手話言語条例に基づく施策の推進と手話の魅力発信」
- ⇒「インクルーシブ教育の推進等」
- ⇒「障がい者雇用の推進」
- ⇒「福祉的就労の底上げ及び一般就労への移行促進」
- ⇒「障がいの有無や特性に関わらず文化芸術・スポーツ活動に共に参加できる環境整備」 等

○ 共に暮らす社会への実現

- ⇒「あいサポート運動の更なる普及に向けた機運醸成」
- ⇒「障がいを理由とする差別の解消及び虐待防止及び権利擁護の推進」
- ⇒「合理的配慮の普及啓発の促進」
- ⇒「社会的障壁の除去に対する支援」 等

(3) プランへ総合的・横断的に反映する内容

プランには、国の第5次障害者基本計画（令和5年3月改定）の内容、障害者権利条約に基づく国連勧告内容（令和4年9月）、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛づくり推進条例（令和5年1月制定）に基づく理念等を踏まえ、以下の点について総合的・横断的に盛り込む。

項目	内容
障害者差別解消法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者に対する合理的配慮の義務化(R6.4)を踏まえた事業者への意識啓発、必要な措置、取組の実施 ・あらゆる活動分野における、全ての障がい者に対する合理的配慮の提供の確保
緊急時における対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に提供される避難所や仮設住宅の確保 ・緊急時に、全ての障がい者が利用しやすい機器等で必要な情報が得られる体制の確保
新たな生活様式への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍を契機とした ICT 機器の積極的な導入と活用 ・感染症拡大によりコミュニケーション方法の制約が生じた場合における情報取得等に対する対応・配慮 ・非常時において、障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意した取組の実施
持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGs 実施指針に掲げる包摂性・参画型の原則も踏まえた、関係者が一体となり取り組む共生社会の実現に向けた取組の推進
アクセシビリティ向上に資する	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的障壁除去の観点から、移動支援、情報提供、意思疎通、意思決定支援等においてア

技術の利活用推進	クセシビリティに配慮した ICT を始めとする新たな技術の利活用の検討、積極的導入の推進 ・デジタル共生社会実現に向けたデジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備促進
PDCA サイクル等を通じた実効性のある取組の推進	・各施策の進捗状況の点検の充実と更なる取組の推進
障がいのある女性、子供及び高齢者に配慮した取組の推進	・複合的に困難な状況に置かれた障がいのある女性、こども、高齢者に対する、きめ細かい配慮を念頭に置いた施策の策定、実施
障害者権利条約に基づく国連勧告への対応	・障害者権利条約に基づく日本に対する国連勧告について、国全体の動向や対応等を踏まえながら、必要な取組の速やかな実施
鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に基づく取組の推進	・「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」(R5.1.1 制定) の理念に基づき、援助を行う者、援助を受ける者の孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会の中で互いに支えあう温もりのある社会づくりのための取組の推進

(4) 各分野ごとの施策へ反映する新規・拡充項目等 (障がい者計画部分)

- 上記の総合的・横断的に反映する内容に加え、主に R3 以降の社会情勢、法令改正の動向を踏まえた県の取組の他、今後県として取り組んでいく方向性について、各分野別施策に新たに追加又は拡充する主な観点は以下のとおり。
- なお、各分野別施策の取組について、従前から取り組んでいるものは引き続きプランに位置づけ、必要な修正等を行う。
- また、前述のとおり、これまで障がい者計画とは別に作成していた、「工賃3倍計画」及び「障がい者アート計画」について、それぞれ「6 雇用・就業等」、「8 文化・芸術等」の項目へ盛り込み、プランに一元化する。

1 生活支援相談支援体制の充実・強化等

取組内容 (下線部が新規・拡充要素部分)	新規・拡充内容 (主なもの)
○相談支援体制の充実・強化等、○在宅サービス等の充実、○障がい児支援の充実、○ (新)重度障がい児者の支援強化 、○サービスの質の向上等、○人材の育成・確保、○福祉用具の普及及び身体障害者補助犬の育成 (現行計画の主な取組) 計画相談支援の推進、GH,短期入所等の整備促進、児童発達支援センターによる地域支援の充実、従事者養成研修の実施、福祉専門職に係る奨学金制度の実施、難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保や新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備 等)	○(新)重度障がい児者の支援強化 ・強度行動障がい児者への総合的支援 ※障害者総合支援法一部改正 (R6.4 施行) ・医療的ケア児者への総合的支援 ※医ケア児支援法制定 (R3.9) ○障がい児支援の充実 ・児童発達支援センターの役割・機能強化 (児発センターの中核的機関としての位置付、インクルーシブな子育て推進) ・障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組み構築 (県主導の移行調整スキームの構築) ※児童福祉法一部改正 (R6.4 施行) ・きこえない・きこえにくい子ども等への支援体制の構築 (サポートセンター「きき」の設置による切れ目のない支援) ○人材育成・確保 ・鳥取県障がい福祉人材育成ビジョン(R4.3)に基づいた人材育成等の推進

2 保健・医療

取組内容 (下線部が新規・拡充要素部分)	新規・拡充内容
○ 保健・医療の充実等 、○ 精神保健・医療の提供等 、○人材の育成・確保、○難病に関する施策の推進、○障がいの原因となる疾病等の予防・治療 (現行計画の主な取組例) 医療ケアが必要な重度障がい児者への在宅支援、精神障がい者への適切な医療提供、多職種・他機関の連携体制づくりの促進による入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行の推進と地域生活	○精神保健・医療の提供等 ・精神障がい者の地域移行に向けた多職種・多機関連携の推進 (モデル事業で実施した多職種・多機関連携の取組の全県的な展開による、精神障がい者の地域生活の支援) ○保健・医療の充実等 ・訪問看護体制強化 (在宅医療体制推進による在宅生活の支援)

継続の支援、難病患者への支援（医療・福祉・相談）、生活習慣病対策 等）	
-------------------------------------	--

3 安心・安全

取組内容（下線部が新規・拡充要素部分）	新規・拡充内容
<p>○防災対策等の推進、感染症等への備え、○防犯対策の推進、○消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p> <p>（現行計画の主な取組例） 避難所のバリアフリー化、緊急情報のバリアフリー化（あんしんトリプルメール利便性向上等）、県のガイドラインによる入所施設等の新型コロナウイルス感染予防・拡大防止の実施、避難行動や避難所における配慮、平時における対象者の把握、「メール110番」の周知、消費者教育・啓発の推進 等）</p>	<p>○防災対策等の推進、感染症等への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画策定の更なる促進、支援 ※災害対策基本法一部改正（市町村における個別避難計画策定の努力義務化）(R3.5) ・全ての障害福祉サービス事業所におけるBCPの策定、必要な研修及び訓練実施の義務化

4 情報アクセス・コミュニケーション支援

取組内容（下線部が新規・拡充要素部分）	新規・拡充内容
<p>○<u>情報アクセス・コミュニケーション支援の充実</u>、○<u>情報提供の充実等</u>、○<u>意思疎通支援の充実</u>、○行政情報の配慮、○<u>手話言語条例に基づく施策の展開</u></p> <p>（現行計画の主な取組例） ICT 講習会の実施、ロービジョンを含む視覚障がい者等が情報にアクセスしやすい環境整備、手話通訳者等の養成・派遣・イベントへの配置、手話パフォーマンス甲子園を通じた情報発信、点字や音声等によるアクセシブルな書籍等の充実や人材育成等読書バリアフリー環境の整備、失語症者の意思疎通支援者の育成と失語症者の社会参加推進 等）</p>	<p>○情報アクセス・コミュニケーション支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した情報アクセシビリティの更なる向上（ICT相談窓口、レルクリア、UDトークアプリ、電話リレーサービス、コード化点字ブロック等） ※情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法制定（R4.5） <p>○情報提供の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書バリアフリー環境の一層の整備促進（マルチメディアデジ図書促進の取組、ボランティアスキルアップの取組） ※県読書バリアフリー計画策定（R3.3） <p>○意思疎通支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失語症者の社会参加推進（意思疎通支援者の派遣などアウトリーチ的支援） <p>○手話言語条例に基づく施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話フェス開催を通じた更なる手話の普及（これまで手話に触れる機会がなかった方も含めた手話の魅力発信） ※手話言語条例制定10周年

5 生活環境

取組内容（下線部が新規・拡充要素部分）	新規・拡充内容
<p>○住宅の確保、○公共交通機関のバリアフリー化の推進、○<u>公共的施設等のバリアフリー化の推進</u>、○<u>福祉のまちづくりの推進</u></p> <p>（現行計画の主な取組例） 障がい者が安心して生活できる住宅の確保・建築物の整備促進、民間建築物バリアフリー補助制度の拡充、ハートフル駐車場の設置促進、等）</p>	<p>○福祉のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者等がより利用しやすい施設の整備基準を策定（高齢者・障がいの種類に応じたバリアフリー整備基準の拡充、UDアドバイザー派遣制度・UD認証制度・情報通信技術の活用等の基準を創設） ※県福祉のまちづくり条例改正（R4.10）

6 雇用・就業等

取組内容（下線部が新規・拡充要素部分）	新規・拡充内容
<p>○障がい者雇用の促進、○特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進、○総合的な就労支援、○障がい特性に応じた就労支援、○工賃向上に向けた取組、○年金・手当等</p> <p>（現行計画の主な取組例） 労働局と連携した雇用推進要請、好事例集作成等による企業啓発、・ジョブコーチ養成や職場内で障がい者に寄り添うサポーター養成等を通じた職場定着支援、障がい者のニーズや特性に応じた働き方の支援、在宅就業やICTを活用した就業など多様な働き方を進めるための相談、コーチングや技術的支援等アウトリーチ対応も含めた支援環境作り、工賃水準向上への取組 等）</p>	<p>○障がい者雇用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな法定雇用率設定（令和8年度までに2.3%→2.7%へ段階的引上げ）に伴う対応 ※障害者雇用促進法に基づく令和5年度からの雇用率の設定(5年ごとに設定) <p>※これまで別途作成していた「<u>工賃3倍計画</u>」を、<u>新たな工賃向上プランに改定した上で当計画へ一元化</u></p>

7 教育、スポーツ

※従前、当該項目に含まれていた「文化・芸術」について、以下「8文化・芸術」のとおり、別項目で設定。

取組内容（下線部が新規・拡充要素部分）	新規・拡充内容
<p>○教育、○<u>スポーツ等の推進</u></p> <p>（現行計画の主な取組例） 特別支援教育の更なる推進、障がい者が楽しみながらスポーツを継続できる環境整備、障がい者スポーツを推進する指導人材の育成 等）</p>	<p>○スポーツ等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デフリンピック 2025 東京大会開催を契機とした更なる障がい者スポーツの推進

8（新）文化・芸術活動

取組内容（下線部が新規・拡充要素部分）	新規・拡充内容
<p>（現行計画の主な取組例） 障がい者アート常設展示拠点の支援を通じた活動の場の提供、東京オリンピック・パラリンピックを契機に各都道府県と連携してスタートした障がい者の文化・芸術活動の振興の取組を引き続き推進 等</p>	<p>※これまで別途作成していた「<u>障がい者アート計画</u>」を改定した上で、<u>当計画へ一元化</u></p>

9 差別の解消及び権利擁護の推進

取組内容（下線部が新規・拡充要素部分）	新規・拡充内容
<p>○<u>障がいを理由とする差別解消の推進</u>、○障がい者虐待防止の促進、○権利擁護の推進、○行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等</p> <p>（現行計画の主な取組例） 障がいを理由とする差別解消や障がい者虐待防止のための施設職員等への指導・啓発等の実施、障害者の権利擁護に対する意識啓発の推進 等</p>	<p>○障がいを理由とする差別解消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者差別解消の一層の推進（民間事業者の合理的配慮の普及啓発の推進） ※障害者差別解消法一部改正（民間事業者の合理的配慮義務化）(R6.4) ・県地域自立支援協議会に設置した権利擁護部会において、課題解決に向けた横断的な議論の展開

10 あいサポート運動の推進

取組内容（下線部が新規・拡充要素部分）	新規・拡充内容
<p>○<u>あいサポート運動の推進</u>、○障がい及び障がい者理解の促進、○ボランティア活動等の推進</p>	<p>○あいサポート運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいサポート運動 15周年を見据えた取組の一層の推進（あいサ

(現行計画の主な取組例) あいサポート運動の周知・広報、より実践的なあいサポート運動の実施・普及、障がいの有無にかかわらず地域で共に暮らしていける社会づくり 等	ポータルシンポジウム開催、あいサポーター研修教材の刷新等)
---	-------------------------------

<参考> (令和3年度以降(前回改定以降)の主な関係法令の改正状況)

施行	関連法令等	主な内容
R3.3	県読書バリアフリー計画策定	読書バリアフリー法の施行(R1.6)に基づく、読書バリアフリー計画を策定し、視覚障がい者等の読書環境整備の取組を規定 等
R3.4	バリアフリー法一部改正	公共交通事業者等に対するソフト基準順守の義務化、国・地方公共団体、施設設置管理者等の責務として、車両の優先席確保等を規定 等
R3.9	医療的ケア児支援法成立(R3.6)	医療的ケア児やその家族の日常的、社会的生活を支援するため、国・地方公共団体等の支援措置を籍うとして規定 等
R4.5	情報アクセス法成立(R4.5)	国・地方公共団体が、全ての人が障がいの有無に関わらず、等しく情報を取得できる施策を実施する責務を規定 等
R6.4	障害者差別解消法一部改正(R3.5)	民間事業者の合理的配慮の不提供禁止について義務化(R6.4) 等
R6.4	児童福祉法一部改正(R4.6)	児童発達支援センターが地域の中核的役割を担うこと、児から者への移行調整の責任主体(県)の明確化 等
R6.4	障害者総合支援法一部改正(R4.12)	障がい者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援体制充実や、多様な就労ニーズへの支援、精神障がい者のニーズ等に応じた支援体制の整備等を規定 等
R6.4	障害者雇用促進法一部改正(R4.12)	障がい者の雇用率算定基準の見直し 等
R6.4	精神保健福祉法一部改正(R4.12)	地方公共団体が行う精神保健に関する支援相談について、精神保健に課題を抱える者も対象とすることの明確化 等

令和4年度福祉に関するアンケート調査（ニーズ調査）の実施結果について

令和4年9月から、65歳未満の県内の障がいのある方等を対象に実施してきた福祉に関するアンケート調査（ニーズ調査）について、以下のとおり集計が完了したので報告します。本調査によって得られた分析結果は、市町村・関係部署等と共有し、今後の施策の検討等に活用していきます。

1. 調査の実施方法等

- ・障がい者手帳や自立支援医療受給者証、特定疾患医療受給者証をお持ちの65歳未満の方、65歳以上の障害福祉サービス受給者等を対象に調査を実施。
- ・在宅で生活している対象者に対しては市町村を経由して御自宅に郵送、入院・入所者等に対しては病院・施設等を経由して御本人に手交。（回答は原則御本人によるが、御本人の回答が難しい場合、家族又は介助者等が御本人の意思をくみ取って回答。）
- ・精神障がいのある方について、障がい者手帳や自立支援医療受給者証の取得割合が必ずしも高くないことから、精神科を有する医療機関に調査票を配架いただき希望者に調査協力いただく形式も並行して実施。

2. 送付・集計結果

- ・送付数：約22,829部 ・回収数：約8,547部 ・回答率：約37.4%

3. 集計分析結果例

（1）前回アンケート調査（平成26年度調査）との比較（主な項目）

○前回調査と同じ質問の回答結果を比較すると、以下のような特徴がみられた。（詳細は下記表を参照）

- ・平均年齢は下がっている一方で、介助者の平均年齢は横ばい、平均支援区分は高くなっている。
- ・障害福祉サービスの利用、一人暮らしやグループホームでの生活（地域移行）、一般就労が進んでいる。
- ・差別を受けたり、嫌な思いをしたりしたことが「ある」又は「たくさんある」と回答した方の割合は減っている。

項目	今回 (R4)	← 前回 (H26)
回答件数 (回収率)	8,547 件 (37.4%)	9,875 件 (39.9%)
回答者の平均年齢	45.5 歳	51.0 歳
主な介助者 (家族等に限る) の平均年齢	57.8 歳	57.2 歳
一人暮らしをしている者の割合	12.8%	10.6%
グループホームで暮らしている者の割合	4.6%	3.8%
障害支援区分の認定を受けている者の平均支援区分	3.77	3.46
障害福祉サービス等の利用者割合	36.6%	32.3%
一般就労している者の割合	37.9%	26.4%
差別を受けたり、嫌な思いをしたりしたことが「ある」又は「たくさんある」と回答した者の割合	12.5%	21.7%
避難訓練等に参加したことがある者の割合	49.4%	44.9%

（2）各質問項目に係るクロス分析（主な項目）

○今後の障害福祉サービスの利用希望等に関する分析（クロス集計A）

- ・利用中サービスの年代別分析では、居宅介護、生活介護、グループホーム、施設入所支援を利用している者のうち、50歳以上が半数を占めており、特に施設入所については7割を超えている。一方、短期入所については、半数以上が35歳未満であり、相対的に若年層の利用割合が高い。（A1-1）
- ・利用希望サービスの年代別分析では、生活介護等、施設入所支援、療養介護の利用希望が、全年代的に回答数が比較的多く、「現在使っており、引き続き使いたい又はすぐにでも使いたい」の回答割合も高い傾向にある。また、就労継続支援B型の利用希望数も他サービスに比べてかなり多く、18歳以上35歳未満の利用希望が多い特徴がある。（A3-

1)

- ・多くのサービスが（65歳以上を除き）年代に比例して利用希望者数が増えるなか、短期入所（ショートステイ）等の利用希望は、（18歳未満を除き）年代が上がるにつれて利用希望者数は減っている。（A3-1）
- ・障がい種別ごとの分析では、精神障がい者と発達障がい者は、他の障がい種別と比べて、就労系サービスの利用希望の回答割合が高くなっており、就労継続支援 B 型においては知的障がい者も同様。また、知的障がい者は、特にグループホームの利用希望の回答割合が高くなっている。医療的ケアを要する児者は、居宅介護、重度訪問介護等、訪問看護、短期入所等において、利用希望の回答割合が高くなっている。（A3-3）

○ 今後の一般就労の希望に関する分析（クロス集計 B）

- ・現在、就労移行支援、就労継続支援 A 型、B 型のいずれかのサービスを利用している者の分析では、全体として 40%以上の者が今後一般企業等で仕事をしたいと回答。就労移行支援サービス利用者では約 55%の者が、就労継続支援 A 型では約 30%の者が、就労継続支援 B 型では約 20%の者が、「一般企業等での仕事を希望しており、実際に支援環境等が整えば一般企業等で仕事できると思う」と回答している。（B1）

○ 将来の暮らし（住まい）に関する分析（クロス集計 C）

- ・現在の居住状況別の分析では、病院入院者を除き、「現在の居住状況と同様の状態を希望する」旨の回答が多かった。（C2-3）
- ・現在の居住状況が一人暮らし、家族同居、グループホームの者のうち、約 4～8%が「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」と回答している。一方、福祉施設入所者のうち約 6%が「（一般の住宅・アパートなどで）一人で暮らしたい」と、約 17%が「家族と一緒に暮らしたい」と、約 5%が「グループホームで暮らしたい」と回答している。（C2-3）

○ 災害時への備えとして必要だと思うこと（防災）に関する分析（クロス集計 D）

- ・障がい種別ごとの分析では、医療的ケアを要する児者は他の障がい種別に比べ、「障がいのある方に配慮した避難場所の設備（トイレ、電源等）」の選択肢を選んだ者の割合が全体平均の約 1.5 倍になっているなど、いずれの選択肢においても必要であると回答した割合が高くなっている。また、「障がいのある方に配慮した避難場所の確保（プライバシーの保護等）」の選択肢を選んだ者の割合を見ると、発達障がい者の割合が高くなっている。（D4-2）

(3) 自由記載欄でいただいた御意見

自由記載欄でいただいた主な御意見を別紙に記載。なお、特に御意見の多かった項目は以下のとおり。

- ・障害福祉サービス一般（グループホームの充実 等）
- ・障害福祉サービス情報の周知
- ・手当や年金、助成金（障害者年金、助成金の交付 等）
- ・仕事、就労支援（一般就労に向けた支援の充実 等）
- ・将来、住まい（親亡き後への不安、グループホームへの入居希望 等）
- ・災害対応（個別避難計画の作成 等）
- ・差別、障がいへの理解
- ・成年後見制度

4. その他

詳細な調査結果については今後、県ホームページに掲載予定。

自由記載欄でいただいた主な御意見

※順不同。誤字脱字等の形式的修正を行っている。

○ 福祉サービス等全般について

- グループホームをもっと増やしてほしい。職員の知識と経験があり、適切な対応のできる方をもっと育成してほしい。
- 夜間に世話人がついているグループホームが増えてほしい。親が急に子供の世話ができなくなった時すぐどこか利用できる場所等を知っておきたい。
- 重度障害に対応できるグループホームが多く出来て欲しい。
- 18才で卒業後通えるデイサービスの延長ができれば良いと思う。今、通っているデイサービスを卒業後も利用したい。
- 就労支援 A 型は仕事がキツイし B 型だと工賃が少ない。間になるような作業所が欲しい。
- 将来、就労継続支援(B 型)で就職すると思うが、現在の賃金が 1 万 8 千円/1 ヶ月くらいが県の平均と聞き、障害者年金と合わせても 6 万円くらいと思われる。一人で自立して生活するのは難しい。賃金上がるように行政で支援してほしい。
- ショートステイする施設が少ない。自分 1 人で何でもできる方は受け入れあるが手伝いがいる人になると限られて、どこも空きがない。利用できる場所を増やしていただきたいです。
- 一人暮らしについてサービスを受けたい。
- 就労継続支援事業の職員さんに看護師さん（もしくは看護の経験のおありのかた）を加えていただき、健康状態について専門的なアドバイスをいただくと有り難いと思う。
- 特に左足が不自由なので歩行トレーニングなど指導してもらえる場所を充実させてほしい。

○ 福祉サービス等の周知について

- どういうサービスがあるかどうしたらそのサービスが受けられるか、わかりやすく教えてくれるところが知りたい。（同意見多数）
- 大人の発達障害についてもっと情報やサービスがほしい。
- 何をするのも手続きが大変だった。もっと簡単にできないかと思っている。こう思っている人たちも多いと思う。取組も分かりにくい、もっと発信してもいいのではないかな？
- 使えるサービスがあれば行政の方から教えてほしい。手続きにとっても時間がかかる。介護と障害で連携してほしい。

○ 行政一般について

- 手帳の更新など何かと役所に行く機会が多いが、平日に休みのない人は大変だろうと思います。PC やスマホで更新手続きができるようになればと思います。
- 行政の方や病院の方にはよくしてもらっていると思います。コロナウイルスなど忙しい中ありがとうございます。
- 行政に相談してもちゃんとした結果が得られない事が多くたらいまわしになる事もある 行政窓口の人はだいたい対応が冷たい。
- 実際にあるかもしれないが各種のサービスの窓口がワンストップでできるようになれば、なっているとしたら市報や新聞等で定期的に掲載してほしい。

○ 相談支援、相談場所について

- 福祉サービス事業所や、企業等での専門相談員等を増やしてほしい。障害等が、なかなか理解されず、悩んでいる人々が、相談しやすい場所を増やしてほしい。
- 一人暮らしの人の相談場・相談会みたいなものを作ってほしい。
- 日常生活で悩み事、心配事ができた時、相談できるのが家族（妻）しかなくて今後は不安です。相談支援専門員さんがほしいです。
- 障害者本人や家族がつながることできる場所を増やしてほしい。

○ 家計や金銭的負担、助成金等について

- 障害がある事で収入が減っているため、もう少し障害者控除を考えてほしい。
- 自立支援による医療費の助成があり、大変助かっています。安心して薬を飲み病院にかかれるのでありがたいです。
- 収入がない人の医療費をもっと安くしてほしい。特別医療費などの手続きを簡潔にしてほしい。
- 障害者手帳の何等級にかかわらず、色々な支援や給付金が受けれるようにしてほしいし免除になる制度をもう少し増やしてもらいたい。
- 現在、コロナウイルスの影響で、生活の家計が苦しい障害者の方が増えていると思うので、給付金など、経済的な支援をしてほしいです。
- 障がい者手帳を更新するために2年に一度診断書を提出しなければならないのが負担に感じます。
- 指定難病になってない難病を持っているが、A型作業所を休む事が多く金銭的な援助があると良いと思っています。生活に困っている。

○ 就労について

- 一般企業等に就職するための支援を充実させてほしい。(同意見多数)
- 体調に合わせて仕事をしたいけどそうすると収入が減る。入院をすすめられたとしても仕事をしないと収入がない。お金の面で困っている。治療だけでもお金がかかるので生きやすい社会にして下さい。
- 一般企業等に就職するための支援、具体的には、情報と学習の場が欲しいです。情報では、どうやって一般企業に就職できるのか？とか実際に成功した人の情報、身体が不自由な人々にも出来る仕事の情報が欲しいです。そして、就職を達成するための学びの場があれば良いと思います。
- 障がい者採用として一般企業で勤務していたが、上司が障がいについて無知であり何か失敗すると「障がいのせいだ！」等心ない事を言われたり苦しかった。障がい者雇用とそれを支援する支援センターの連携についても疑問を持った。
- 官公庁や民間でも、障がい者雇用を進めてくださっているので、中での研修やステップアップ（昇給していく制度）等やりがいを感じながら仕事ができると良いと思います。そして、正社員として安定して働ける機会が得られる制度となっていてほしいと願っています。収入が低いので、老後が本当に心配です。
- 一般企業での正社員としてあつかってほしい。障害になったとたん今までの仕事ははずされ別の仕事に移転された。企業内で障害者に対して、もう少し考えて支援してほしい。
- 就労に関しては、収入とやりがいについて不安があります。(将来)一般企業で働くより、各々の特性を生かして補い合えるような空間で働けるのが良いような気がします。
- 障害者雇用の幅が狭く、自らの能力と照らし合わせた就労の選択が難しい。

○ 将来、住まいについて

- 将来親が亡くなった時が不安です。一人暮らしなのかグループホームなのか自分に向いているのはどちらなのかわかりません。そのことについていろいろ知りたいです。
- 一人になったら、グループホームに入らねばいけないと思います。
- 地域に暮らしていくのに必要なこととか、具体的にわかりやすく教えてほしい。今後、親が亡くなると、障害者だけでくらすのでどうしたらいいのか、考えてしまう。何か、必要なことがあるのだろうか。将来のことが心配だ。
- 入所を希望しているが順番待ちで入所できない。家庭状況などを配慮して順番を考えてほしい。
- てんかん発作や、排泄等日常生活上の支援等、医療面、介護面に対応が可能な入所施設の利用を希望しています。
(将来的に) 必要な支援が受けられることが優先されますが、生活の場としても、安心して穏やかな気持ちで過ごせるよう、家庭的で機能が整い、質も保持された施設が増えてほしいと思います。
- 自分の老後が不安。ヘルパーさんがしてくれるのか、施設に入るのか？
- 一人ぐらしがしたいです。

○ 教育について

- 子どもの発達に不安があるときなど、どこに問い合わせればよいか分からず困るので、困らないようにしてほしい。グレーゾーンの

子やギフトドの子に対して学校で対応できるようにしてほしい。集団生活で過ごしやすい環境づくりをしてほしい。学校に知識を持った人を増やしてほしい。

○ 恋愛、結婚について

- 精神疾患です。恋愛や結婚に希望がもちたいです。
- 異性との出会いの場が欲しいです。現時点で結婚を将来的に望んでおります。障害があっても家庭を持つことは大事。そのための支援、施策をよろしく願います。

○ 医療について

- 地域がら、専門の Dr. が少なく誰に相談していいかわからない。大きな病院が遠すぎる。緊急時、不安しかない。（どこかあきらめモード）
- 私は、血液透析をしていますが、会社勤めているのですが、もう少したくさん夜間の透析できる病院があってほしいです。
- 中部地区は、障害者を診て下さる医療機関が少ないです。県立の厚生病院ですべての診療科がある訳ではありません。東部、西部に治療に行かずにすませられるよう、協力いただける医療機関を増やしていただきたいです。

○ 災害対応について

- 個別避難計画についてもっと詳しく教えてほしい。（同意見多数）
- 酸素療法を受けています。いざという時に電源が確保できないと避難したくてもできません。私のように見た目は健康な人と何ら変わりなく生活していても、常に「酸素」のことを頭においておかなければならないので出来る限り自宅にとどまりたいです。もしそうすることで回りに迷惑をかけてしまうというのであれば、それも心苦しいです。
- 災害にあった際ちゃんと透析がしてもらえるか不安。病院に不具合があった場合を考えると不安。
- 災害時に避難所に避難した場合、一般の避難者と一緒だとトラブルになるおそれがあるトラブルにならない様に本人が我慢した場合、ストレスにより爆発するおそれがある以上の事から災害が起きても避難する事をためらってしまう。

○ 交通、移動について

- バス停が遠く外出が難しい。タクシーは高いのでなかなか利用できない。1人でも外出しやすい環境が欲しい。
- 外食するにしても、まだまだバリアフリー化が遅れている。入店出来る店が限られている。
- 自家用車を持っていない為、スーパーなど買い物に行くのが困難なのでタクシー代等をもっと安くして欲しい。スポーツやジムに行きたい時に足がないので困っているのでもんらかの対策をとっていただきたい。
- 1人では外出できないので介助してほしいが、経済的な負担もあるので、外出できない。何かしらの助成や補助をしてほしい。
- 友達ともっと遊びたい。田舎なので家族がいなければほしい物が買いに行けない。公共のバスは慣れたら乗れると思うが、日曜日が家の近くには走っていないし、また行きたい場所も交通不便。

○ 趣味、日中活動について

- 今、外に出なくなって2年程経ち意識意欲があっても一人では何も出来ない現状がありコミュニティーの場があればと思う様になりました。行政のサービスも、必要ですが、輪を広げる事も、必要だと思います。
- 親以外との交流や買い物したり映画を見たり食事楽しみたい。

○ 差別、障がいへの理解について

- 障害者に対する理解をもっと周辺に広め、生活しやすい社会になることを望みます。
- 一般の人から見たら精神の方は分かりづらいから、何気ない一言で傷つく場合があったりする。もっと沢山のの人に障がいの事を理解してほしい。精神の人は無理をすると身体がえらくなる事を分かって欲しい。言葉を選んで発言して欲しいのもあるし、あまり気を使わず普通に接して欲しい。

- 私は、知的障害を持っています。私が、障害になった時は、小学生の時です。社会人になって、健常者の方とともに生活をしていくなかで、やっぱり、障害に対しての、理解は、なかなか難しいです。（健常者の方が）もちろん理解して下さる方もいます。介助してくれる人がいない時、いなくなった時、とてもこまります。
- 見た目では分からない障がいがある方への「ヘルプマーク」をもっと広めてほしい。まだまだ認知度が低いので困ったときに助けしてほしい方はたくさんいると思うから。（私自身、ヘルプマークを身につけています。）

○ 成年後見制度等について

- 成年後見制度についてもっと詳しく教えてほしい。（同意見多数）
- 入院とか、住居の保証人制度をなんとかしてほしい。いわば保証人がほしい。
- 無料で相談できる弁護士の方を紹介してほしい。

○ その他、本調査について

- もっと生きやすい社会へ みなさん頑張ってください！！ 保健部ささえあい福祉局障がい福祉課さんサポートありがとうございます。これからもよろしく願いいたします。このアンケートがお役に立ちますように。
- 福祉に対する質問が多かったのですが、障害に応じた質問の方が答えやすかったのでは？と思いました。視覚に障害がある為に視覚に対する質問は少ない様に思いました。
- このアンケートのサイズが大きすぎる。投函するポストまで（家から）隠して持っていくのが不便。せめて半分のサイズにならないか。福祉を専門にしている部局として配慮が足りないことに行政に対する不安を感じてしまう。
- この資料1本にしても、新しい知識や情報を得ることができました。ありがとうございました。
- もっとわかりやすいアンケートにしてください。
- 精神での自立支援を利用させてもらっています。今回のアンケートがなんで自分に届いたのか不思議でしたが、自立支援を利用していると障害というひとくりに入るのだなと感じ、障害ということに関してより身近に感じました。
- 設問の専門用語が多く、分からないことが多かったので回答しづらかったです。